平成２２年（フ）第９５３号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番３―201号
債務者　梶原　　雪
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第９８６号
北九州市小倉南区守恒２丁目14番３―301号
債務者　西川　姫路
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１０１３号
北九州市戸畑区一枝４丁目13番３―56号
債務者　馬渡　利明
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１０３１号
北九州市小倉北区京町４丁目６番18―701号
債務者　山田　忠平
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１０８０号
北九州市八幡西区永犬丸南町２丁目15番６号
債務者　松尾ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第２６１号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠９番地35
債務者　長根　竹男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第２７３２号
愛知県東海市荒尾町寺東10番地の５
債務者　森本ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第７１号
長崎県島原市青葉町5302番地18、前住所長崎県島原市白土町1085番地１
債務者　田中　秀一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２２年（フ）第９０号
長崎県島原市御手水町甲2271番地１、前住所長崎市上町３番18号
債務者　四谷テツ子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２２年（フ）第９８号
長崎県南島原市深江町甲4761番地
債務者　柴田　利裕
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２２年（フ）第５５８号
熊本市津浦町23番30号　レジデンス津浦201号
債務者　竹原美奈子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第６１３号
熊本市子飼本町１番20号
債務者　豊田　貴之
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第６８６号
熊本市岡田町14番５号　サイコート岡田町303号
債務者　上原　太陽
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第７４０号
熊本市龍田６丁目16番14号
債務者　岩﨑　竜也
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第７５２号
熊本市八王寺町23番16―204号
債務者　田端　一雄
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第２０５号
福島県いわき市泉もえぎ台３丁目18番地の４、前住所福島県いわき市植田町中央１丁目９番地の16
債務者　根本千代子（旧姓大山・蛭田）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２２年（フ）第４１２号
埼玉県越谷市大字恩間219番地２
債務者　坂本ミツヱ
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２２年（フ）第５００号
埼玉県春日部市上蛭田524番地３　ヱヴァンスノグチ301号
債務者　吉岡千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係